

令和2年12月11日  
行政委員会事務局監査部監査課特別監査担当(6208-8573)

## 住民監査請求（区民アンケート【鶴見区】）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年11月20日（金曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年12月10日決定）

### 1 請求の要旨

鶴見区役所における区民アンケートの一部について、測定の根拠や合理性に関する質問に対し全く説明ができない（民法第644条、地方自治法第138条の2違反）状態であり、また、その測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっている。その結果、測定にかかる経費が目的を達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

すなわち、令和元年度鶴見区民アンケート調査業務が具体的な財務会計行為であり、その違法不当事由について、この調査は、無作為抽出した人を対象に調査を実施して標本を得て、その回答内容を分析することで調査の母集団の状態を明らかにすること（標本調査）が目的であるのに、測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっていて、目的が達成できないまま支出されているため、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条違反である、また、職員は、測定の根拠や合理性に関する質問に対し全く説明ができず、市長には、善管注意義務があるところ、社会調査に必要な素養を備えないまま漫然と業務を行い、その結果不適切なものになっているのであり、不作為による違法が存在し、民法第644条、地方自治法第138条の2に違反し違法である。

以上のことから、令和元年度鶴見区民アンケート調査業務に要した費用、283,800円が無駄になつてゐるため、その損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

### 2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

以下、本件請求が住民監査請求の上記要件を満たしているか検討する。

請求人は、令和元年度鶴見区民アンケート調査業務が具体的な財務会計行為であると主張し、その違法不当事由について、1の請求の要旨のとおり主張する。

この点、本件契約締結についてみると、本件契約は令和元年6月26日に締結され、令和2年1月8日に一部変更契約が締結され、令和2年3月9日の支出命令に基づき、令和2年3月17日に支払いがなされているところ、本件契約締結からは1年が経過しており、1年以内に監査請求ができなかつた正当な理由が示されていない。よって、本件契約締結は監査請求の対象とならず、一部変更契約の締結及び一部変更後の本件契約に基づく公金の支出（支出命令及び支払い）が監査請求の対象となる。

また、一部変更契約の締結については、消費税率の変更に伴う金額の変更であるが、請求人は、これが財務会計法規上の義務違反である旨の摘示を行っていない。

一部変更後の本件契約に基づく公金の支出については、一部変更後の本件契約に基づく債務の履行として行われたものである。

職員は、契約に基づく支出を行うときは、当該契約が私法上無効でない場合には、当該契約に基づく債務を履行すべき義務を普通地方公共団体が負担する以上、その契約を法律上又は事実上解消することができるような特殊な事情が認められるときでない限り、契約に基づく債務の履行として行われた支出が財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはないと解される（最高裁平成25年3月21日第1小法廷判決）。したがって、有効な契約に基づく債務の履行として行われた支出は、当該契約を解消等できる事情があるときでない限り、財務会計法規上の義務違反となることはない。

請求人の主張についてみると、本件契約に基づく公金の支出に関して、本件契約の内容につきその目的と手段とに関連性がないこと、あるいは手段そのものが不適切であること等を主張するものであつて、本

件契約につき、無効であること、あるいは、法律上又は事実上解消することができるような特殊な事情を主張するものとは認められず、公金の支出について財務会計法規上の義務に違反する違法事由の主張とは認められない。

以上のとおり、本件請求における請求人の主張は、本件契約について財務会計法規上の義務違反等を具体的に摘示したものとは認められない。

よって本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。